

第六十一回国会 衆議院 石炭対策特別委員会 議 録 第三号

昭和四十四年二月二十五日(火曜日)

午後三時三十分開議

出席委員

委員長 平岡忠次郎君

理事 神田 博君

理事 菅波 茂君

理事 岡田 利春君

理事 田畑 金光君

理事 佐々木秀世君

三池 信君

中村 重光君

大橋 敏雄君

出席國務大臣

通商産業大臣 大平 正芳君

労働 大臣 原 健三郎君

出席政府委員

通商産業政務次 藤尾 正行君

官 通商産業省鉱山 橋本 徳男君

保安局長

委員外の出席者

通商産業省鉱山 長橋 尚君

石炭局石炭部長

労働省職業安定 上原誠之輔君

局失業対策部長

二月二十五日

理事田畑金光君同日理事辞任につき、その補欠として田畑金光君が理事に当選した。

二月二十日

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

二月二十四日

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

第二類第四号

石炭対策特別委員会議録第三号

昭和四十四年二月二十五日

(内閣提出第四四〇号)
は本委員会に付託された。

二月二十日

石炭の縮小政策反対に関する陳情書外八件(北海道白糠郡音別町議会議長佐藤石太郎外八名)(第七九号)
は本委員会に参考送付された

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四〇号)

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

石炭対策に関する件(石炭対策の基本施策及び赤平炭鉱のガス突出災害に関する問題)

○平岡委員長 これより会議を開きます。

理事辞任についておはかりいたします。

池田頑治君から理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平岡委員長 御異議なしと認めます。よって、許可することに決しました。

次に、理事補欠選任の件についておはかりいたします。

池田頑治君の理事辞任に伴い理事が一名欠員となりましたので、その補欠選任を行ないたいと存じますが、先例によりまして、委員長が指名するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平岡委員長 御異議なしと認めます。それで

は、田畑金光君を理事に指名いたします。

○平岡委員長 石炭対策に関する件について調査を進めます。

石炭対策の基本施策について、原労働大臣から説明を聴取いたします。原労働大臣。

○原國務大臣 石炭鉱業に関する当面の労働諸問題について一言所信を申し述べ、各位の御理解と御協力を得たいと存じます。

今後の石炭対策のあり方につきましては、昨年十二月に石炭鉱業審議会の答申と産炭地域振興審議会の建議を得て、さる一月十日に閣議決定を見たところであります。労働省といたしましては、今回の答申の趣旨に沿って、石炭産業労働者の労働条件と福祉の向上を促進し、雇用の安定をはかってまいります。再建の過程でやむを得ず発生する離職者に対しましては、従来の経験を十分に生かして、援護対策を推進してまいりたいと思っております。このため、今国会に炭鉱離職者臨時措置法の有効期間を延長する等の改正法案の提出を予定いたしております。また、雇用失業情勢が著しく停滞的で、今後さらに悪化するおそれのある特定の産炭地域においては、新たに産炭地域開発就労事業を実施して、積極的に雇用安定対策を講じてまいります。

石炭鉱山における労働災害の防止については、労働省といたしまして、労働者保護の見地から重大な関心を寄せ、これまで、通商産業省に対して、数次にわたって勧告を行なっております。現在、石炭産業は、幾多の課題をかかえているのであります。労働者の安全の確保は、第一に措置すべき問題であります。今後とも、通商産業省との連携を強化して、石炭鉱山の労働災害の防止につとめてまいりたいと思っております。また、一

酸化炭素中毒症に關しましては、被災労働者に対して、健康診断を確実に実施する等CO法の順守に遺憾なきを期しているところであります。

賃金、退職金、社内預金等の賃金不払いの防止についても、かねてから努力してまいったところでありました。しかし、現在なおかなりの不払い額が残っております。今後は、さきの答申による再建交付金制度あるいは閉山交付金制度の新設ないし改善により、賃金等の支払いの確保が一そう充実されるようはかつてまいりたいと考えております。

以上、石炭鉱業における当面の労働諸問題について所信の一端を申し上げた次第であります。今後とも各位の御意見を十分拝聴して、行政の推進に力を尽くしてまいります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○平岡委員長 次に、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「又はを削り、」を削り、「経歴を有すること」を「経歴を有するか、又は昭和四十三年十二月三十一日において炭鉱労働者であり、かつ、昭和四十三年一月一日以降において当該離職の日まで一年以上引き続き炭鉱労働者として雇用された経歴を有すること」に改める。

附則第十六条中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

第二に、石炭鉱業経理改善対策費でござい
ます。これは四十三年度百四十六億円に
対しまし

て、四十四年度は二百六十九億九百三十二万四千円計上されております。そのうち、まず第一の元利補給金は、四十二年度を初年度といたしまして実施されております。いわゆる肩がわりの予算でございます。四十四年度は百十二億円のぼっております。

それから、次の再建交付金が今回の新しい助成施策でございます。四十四年度におきましては、初年度として半年分を計上いたしておりますが、三十六億六千八百八十八万円という額でございます。これは別途法案の御審議をお願いいたしております。

それから、第三の安定補給金につきましては、四十三年度の二十三億円を四十四年度は百二十億四千九百九十九万円、非常に大幅な増額をいたしております。この配分基準といたしましては、備考欄の表にございますように、大手と中小の実態の違いに着目いたしまして、それぞれに再建交付金を受けるものと受けないものとを別をもちまして安定補給金額を計上いたしますと同時に、原料炭と一般炭との間に二百円の格差を設けることといたしたわけでございます。

二枚目に入りまして、第三に石炭鉱業合理化事業団出資でございます。これは四十三年度は五十億円の弱でございますが、四十四年度はこれを倍増いたしまして、百三億六千万円計上いたしております。これはいわゆる無利子金融のための原資として合理化事業団に特別会計から出資をいたすものでございまして、四十四年度出資分、従来の出資分がすでに融資をされ、それが返済されるという形で回転いたす分が四十五億円程度ございまして、四十四年度におきます融資規模といたしましては百五十億円近いものを確保できる見通しでございます。

第四に石炭需要確保対策費といたしまして、四十三年度百一億円の予算に對しまして、四十四年度は八十一億六千八百二十七万円を計上いたしております。この大宗をなしますものは増加引き取り交付金でございます。電力用並びに鉄鋼原

料用として引き取られます石炭に對しまして交付するものでございまして、四十三年度に對しまして約二十億円の表面的な減少になっておりますが、これは四十三年度自体がむしろ十億円ぐらゐ余裕がある計上をいたした結果、数量の減少と相まらしまして、四十四年度は二十億円程度の減少と相なっております。

それから需要確保の第二の柱といたしまして、電源開発株式会社に対する出資金の二十億でございます。これは石炭火力建設のための出資でございます。これは従来年間引き続き行なわれておりますが、四十四年度をもちまして一応既定計画は全部完了する予定でございます。

第五番目は、保安対策でございます。四十三年度の三億四千万円程度の予算に對しまして、四十四年度は十六億七千七百九十九万円ということ、大幅な増額と相なっております。そのうち新規のもの約十四億円、ガス抜き、寄閉等を中心といたします補助金でございます。それから第二に放置坑口閉塞対策費ということで、三年計画で措置を講ずる前提で、初年度に三百四万円を計上いたしております。

六番目に、炭鉱整理促進費の補助がございします。これは四十三年度約四十八億円の予算でございますが、四十四年度は百五億三千五百六十九万四千円を計上いたしております。これは今回の石炭対策に基づきまして、閉山交付金の単価を従来の平均トン当たり二千四百円から三千三百円程度に引き上げましたことと、それから今般新しくいわゆる企業ぐるみ閉山に對処いたしまして、石炭鉱山整理特別交付金という制度を新設いたしまして、超過債務の一定限度を補助して、企業ぐるみ閉山に伴う産炭地域社会に對する影響を緩和することを計画されておりますが、その関係の補助金を合わせまして百五億円ということでございます。

七番目に、鉱害対策でございます。これは四十三年度の約七十八億円の予算に對しまして、四十四年度は百六億三千九百八十三万五千円を計上いたしております。このうち鉱害事業資金補助金と

いたしまして、四十三年度が約七十億円弱に對しまして、四十四年度は八十億八千四百八十一万円というところでございまして、この補助金によりまして、復旧事業規模といたしましては、四十三年度の約九十五億円に對しまして、四十四年度は百十億円程度を確保し得る見通しでございます。

さらに鉱害事業団に對する出資といたしまして、四十三年度一億円に對し、四十四年度は十五億円を計上いたしております。これは従来鉱害賠償資金及び鉱害防止工事のための資金を資金運用部から鉱害事業団が借り受けまして融資をいたしておったわけでございますが、今般その原資を石炭対策特別会計から事業団への出資という形に組みかえます。そのために十四億円を増額いたしております。

第八に、最後のページでございます。産炭地域振興対策費といたしまして、四十三年度の約三十三億円に對しまして、四十四年度は五十六億九千八百九十六万円を計上いたしております。このうち産炭地域振興事業団出資金といたしましては、四十三年度の三十億に對しまして、四十四年度は四十一億、十一億円の増額に相なっております。この出資金によりまして、産炭地域に對する進出企業への融資、あるいはまたその産業基盤確立のための土地造成事業を拡大してまいる計画でございます。

それから、さらに産炭地域振興対策の一環といたしまして、産炭地域振興臨時交付金を十億円新規に計上いたしております。これは閉山によりまして市町村財政の疲弊、落ち込みの回復を支援いたしますための、地方財政援助のための交付金でございます。

事務費といたしましては四十三年度約九億円に對しまして、四十四年度は十一億八百九十九万七千円を計上いたしております。

それから炭鉱離職者援護対策費といたしましては、四十三年度の五十億九千万円に對しまして、四十四年度は七十六億三千六百五十七万円ということ、約二十六億円の増額になっております。

これは産炭地域開発就労事業という新しい事業に約二十五億円の初年度予算をもちまして発足いたす計画に基づくものでございます。

最後に、予備費といたしまして、四十三年度の十二億四千三百万円に對しまして十三億二千四万二千円を計上いたしております。そのうち予備費といたしましては十三億円でございまして、あと二千万円は借り入れ金に對する利子とかそういった雑費用でございます。合計いたしまして、四十三年度予算五百九十六億八千三百万円に對しまして、四十四年度予算案は八百八十四億五千三百四十六万八千円ということに相なっております。

簡単にございしますが……

○平岡委員長 次に、鉱山保安局関係予算の概要について説明を聴取いたします。橋本鉱山保安局長。

○橋本政府委員 お配りいたしました鉱山保安関係の予算の要求表に基づきまして御説明を申し上げます。

第一番目に鉱山保安の技術対策費でございますが、これは毎年テーマをきめまして、これに基づきましていろいろな研究委託をやっておるのでございますが、四十四年度は山はね防止、それからボタ山ののり面流出防止、こういった点に主力を置いてやっていきたいと思っております。そのために千七百六十六万九千九百円を計上いたしております。

それから二番目にボタ山の災害防止対策費でございます。これは従来から計画的にボタ山の災害を防止いたしたために、その切り取り工事をやってきておるわけでございします。前年度七ボタ山を四十四年度におきましては八ボタ山にし、保全工事といたしまして十五ボタ山をやっていくというために一億六千五百五十一万七千円を計上しております。これは国が三分の二を負担し、地元が三分の一を負担するというふうなこともやっております。

それから三番目といたしまして、炭鉱保安専用機器の開発費でございます。これも毎年テーマを

設けまして研究を続けておるわけでございまして、これは補助金でございまして。それで四十四年度は山はね防止あるいはガス炭じん爆発防止、坑内火災の早期発見、こういったための機器の開発に充てておるわけでございまして。その額としまして千七百九十四万円を計上してございまして。

それから放坑口の閉塞対策費でございまして。これは新規でございまして、たぐさんの鉱山が放置しております坑口につきまして、子供らがそれに落ち込んで死ぬといったような事例が各所に発生いたしましたので、三年計画でこれを閉塞しようということ、初年度としまして三百四十八千円、これは国が三分の二を出し、地元の県が三分の一ということで計上しております。ついでに重炭につきましても同じ問題が起きておりますので、重炭につきましても一般会計でこういった予算を計上いたしてございまして。

それから次に、五番目は救護訓練教育費でございまして、これは昨年並びに一昨年の補助金によりまして鉱山保安センターができたわけでございまして。その運営費といたしまして本年度四千四百九十九千円を計上しておるわけでございまして。

それから次に、六番目の石炭鉱山保安確保費でございまして。これは大部分が新規でございまして、備考にございまして、ガス爆発等の防止のためにガス抜きを促進するというところで、新規に八億四千三百三十七千円を計上し、それから自然発火を防止するというふうな意味におきまして、密閉促進ということで三億一千四十二万円というものを計上しております。それ以外に保安の専用機器の整備拡充ということで、これは従来もやっておりますが、対象機種を四機種から六機種に増加し、補助率を二分の一から三分の二にふやし、それから従来は中小炭鉱だけでございましてのを大手炭鉱も対象にするというふうなことで拡充いたしまして、十四億二千六百四十二万六千円を計上しておるわけでございまして。

あと鉱山保安センターの設置費は、これは設備費はもう完了いたしましたので、ゼロでござい

ます。

それから八番目の炭鉱保安専用機器の整備拡充費は、六番の保安確保費に移しかえをいたしましたので、それに載せてあるわけでございまして。簡単でございまして以上でございます。

○平岡委員長 次に、昭和四十四年度労働省所管の石炭関係予算の概要について説明を聴取いたします。上原失業対策部長。

○上原説明員 それでは昭和四十四年度石炭対策特別会計予算案のうち、労働省所管分につきまして御説明を申し上げます。

別途一枚刷りの資料を配付いたしておりますので、これをごらんいただきたいと思います。総額は先ほど通産省御当局からお話ございましたように、七十六億三千六百五十七万円でございまして。昭和四十三年に比し二十五億四千六百六十八千円の増加となっております。

まず初めに、炭鉱職者の援護対策費でございまして、このおもなもののについて申し上げますが、まず、炭鉱職者緊急就労対策事業補助金でございまして。三十億五千二百万円計上いたしております。事業費単価は本年度の二千三百円に計上して二千五百円と、二百円の増額をいたしております。吸収人員につきましては対象者の常用就労等のこともありまして、本年度五千五百人に計上して四千七百人と、四百人の減と相なっております。

次に、昭和四十四年度に見込まれます合理化解雇になります炭鉱職者でございまして。これは本年度からの繰り越しも含めまして大体一万六千名程度というふうに見込んでおるわけでございまして、これに對しましての援護対策を充実することといたしております。まず炭鉱職者に対する支給せられます就職促進手当につきましては、一日当たり単価を本年度の六百円から六百六十円というところで増額をいたしております。最高日額につきましては、六百五十円を七百二十円にいたしております。これによりまして、促進手当の関係で八億二千五百六十六万円の予算を計上するこ

とにしております。

なお雇用促進事業が行ないます炭鉱職者援護事業費補助金でございまして、この関係では、再就職奨励金の単価あるいは雇用奨励金の単価をそれぞれ増額いたしますとともに、炭鉱職者のうち再建炭鉱に就職する者に対して支給されます移住資金につきましては増額をいたしたいと考えております。この関係では九億六千三百万円の予算を計上いたしております。

第二に、産炭地域開発雇用対策費でございまして、これは昭和四十四年度から新たに実施をしようとするものでありまして、二十五億二千三百九十万円を計上しております。ここに書いておりますように、事業費単価は三千六百円、吸収人員は三千二百人というところでございまして。この事業につきましては、産炭地域のうち、特に失業者が多数停滞しておる地域、また今後におきましても多数の失業者が発生すると見込まれる地域におきまして、一般の公共事業とあわせまして、産炭地域の開発の効果をもち、さらにまた雇用安定の効果を保持する事業を実施しようとするものでございまして。以上、簡単であります。労働省所管分の予算の説明を終わります。

○平岡委員長 次に、去る十四日発生いたしました北海道赤平炭鉱の災害について、政府より報告を聴取いたします。橋本鉱山保安局長。

○橋本政府委員 お配りいたしました「赤平炭鉱のガス突出災害について」というのに基づきまして御報告させていただきます。

まことに遺憾なことではございますが、十三日の十二時四十分ごろ、北海道の赤平炭鉱におきまして、採炭作業現場をつくるための岩石坑道の掘進作業中でありまして、ガス突出が発生いたしました。作業中の鉱山労働者三名が炭に埋没し、罹災いたしました。

その災害が起きまして、直ちに炭鉱におきましては全力をあげて救出をはかったわけでござい

ますが、その災害現場におきましてはガスが充満し、かつまた突出炭がのり面から二十メートルといたったような程度の、非常に大量の炭が突出いたしました。救出が難航し、当日二十一時に罹災者三名が遺体となって発見されたわけでございまして。札幌の鉱山保安監督局におきましては、この発生を報告と同時に、鉱務監督官とそれから技官が現地に参りまして、当初は救出の指導に当たっております。十五日に災害後の取り明けが完了したわけでございますが、その状況は右側の冠部に幅二メートル、奥行き約四メートルの突出のあとがございまして。

山におきまします保安の対策といたしましての問題でございますが、この炭鉱は従来からガス突出の非常に危険な地域であり、かつまた、この地域は特に警戒区域であるということ指定いたしまして、ガス突出の予防対策をやっておったわけでございまして。その措置といたしましては、ガス抜きボーリングを今月の三日から八日にかけて八本実施し、かつまた、ガス自動警報装置を二本設置するとか、あるいは引き立てから四十メートル手前のところのボーリング場の救急バルブを設けるとか、あるいは引き立てから二十メートル手前のところに酸素呼吸器を四個置くとか、あるいは二十メートル付近のところに遮断幕を設けるといったようなことをやって、一応の対策は講じており、かつまた、作業の実態といたしましては、作業現場には下請関係の保安の係員のほかに会社の保安係員兩名を配置いたしまして、いわゆるダブルチェック方式をとっておったわけでございまして、不幸にしてそういう結果になったわけでございまして。この罹災した三人はいずれも組夫でございます。

その係員二人は、たまたまその突出したときには次のワーク組みの打ち合わせをするためにその場を少し離れておったというふうなことでございまして、そのために難をのがれたといえますか、そういうやり方に問題があるといえますか、いずれ

にいたしましたも係員二人は助かったわけでございます。しかし、こういういろいろなやり方をやっておりますが、不幸にしてこういう災害が起きまじたが、現在調査はまだ進行中ではございますが、察しますものに、結局ボーリングのやり方に問題があったのではなからうかというようなことでございまして、こういった点につきましては、刑事的な問題はもちろんのこと、行政面からもしかるべき措置をやるべきであろうというふうな観点に立つて今日調査をなお進めておるような状況でございます。

以上でございます。

○平岡委員長 これにて報告は終わりました。

○平岡委員長 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律（昭和三十八年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

理由

産炭地域における中小企業者の現状にかんが

み、これらの中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置を今後なお引き続き実施する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○平岡委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。大平通商産業大臣。

○大平通商産業大臣 ただいま議題になりました産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

御承知のとおり石炭鉱業の合理化の進展に伴い、産炭地域においては事業活動を縮小あるいは休業する石炭鉱山が少なからずあらわれ、その結果として、地域経済活動の停滞その他産炭地域経済に対する影響が生ずることとなり、このため政府といたしまして、数次にわたり対策の強化を行ない、産炭地域の振興をはかってまいりました。

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律は、石炭鉱山の休業により移転、転業し、あるいは経営不安定におちいった中小企業者に対して、その信用力を補完し、経営の安定や企業の再建に必要な資金を確保することを目的として、昭和三十八年八月に制定されたものであります。同法は、中小企業信用保険に関する特別措置として、付保限度額につきまして通常ワクと同額の別ワクを設定すること、普通保険につきまして、てん補率を引き上げること及び保険料率を引き下げることなどを定めており、これらの措置は、制定当時の石炭対策の合理化計画の目標年度である昭和四十三年度まで実施すべきものとして制定されているのであります。

しかしながら、石炭鉱業は、なお深刻な不況の中にあって今後とも強力な国の施策を必要としており、今後、昭和四十八年度を目標とする石炭対

策の基本的な方向を確立し、産炭地域振興対策もなお一その拡充強化をはかることとした次第であります。

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律も産炭地域振興対策の一環として、新たな対策の目標年度である昭和四十八年度まで延長する必要があると見られます。

本法律案は、このような考えのもとに本法律の廃止期限を昭和四十四年三月三十一日から昭和四十九年三月三十一日まで五年間延長しようとするものであります。

以上が、本法律案の提案理由及び概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○平岡委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○平岡委員長 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案

○平岡委員長 石炭対策に関する件について調査を進めます。

石炭対策の基本施策について質疑の通告がありますので、これを許します。岡田利春君。

○岡田（利）委員 本日は委員会の開会もおそい時間でありまして、短い時間で当面見解を承っておかなければならない問題点、また特に問題点として政府が検討しなければならぬ事項について質問いたしたいと存じます。

その第一点は、過般明治鉱業の安川社長が太平洋通産大臣を訪れて、明治鉱業としては企業ぐるみ新しい政策のもとで閉山をいたしたい、こういう安川社長の見解が通産大臣に披瀝されたことと伝えられておるわけでありまして、これを受けた太平洋通産大臣は、この明治鉱業の場合には九州三山、北海道二山、合計五山があるので、地域経済の影響等も考え、現行の政策の中で弾力的にこれを消化で

きるように検討を事務局に命じた、このように私は伺っておりますが、この点について、私のそのような受けとめ方が間違いないかどうか。それと同時に、通産大臣が、現行政策の中で弾力的にこの問題を処理しようという意味で検討を命じたという真意は、一体どういう真意なのか、この点について見解を承っておきたいと思っております。

○大平通商産業大臣 御指摘のように、明治鉱業の安川社長が私のところへ参りましたことは事実でございます。ただ山ぐるみ全部閉山したいという申し出ではなかったものであります。明治鉱業としてほしいんは、それからいまだに達着しておるといふこと、それからいまだに会社でこれに対処する方針は、従業者の方々や地域経済に及ぼす影響がたいへん甚大であると思っております。石炭対策としていま私どもが考えておることにつきましては若干御質問を申し上げたいという趣旨で参ったのでございます。それで、私といたしましては、石炭対策というものは、いま閣議で決定に相なり、国会で御審議をいただく段階になっておりますが、そのいまわれわれが考えておる政策のフレームの中で、明治鉱業さんが持たれておる問題が一体解決が可能なかどうかという点につきましては、よく事務局で検討させまいというようにことを約したのでございます。弾力的という表現が、やや政治的な響きを持たれたんじやないかと思っておりますけれども、そういう特に政治的に処理するということの意味ではなくて、ワク内において、われわれが石炭行政の処理の中で問題点の解決ができるのであればそれはけっこうじやないか、ひとつよく具体的に当たって検討してみても、会社の疑問とするとこに答えて差し上げたらいじやないか、まあそういう趣旨でございます。

○岡田（利）委員 明治鉱業の会社は、きょう、あすにかけて労使の経営協議会を持っています。このきょう、あす持たれている経営協議会で正式に企業ぐるみ閉山を組合側に提案をする、こういうことに実はなっているわけです。いわば公

式的に労働者に対して、四月一日以降五山を企業ぐるみで閉山をする、こういう提案をいたすわけです。したがって、事態は、いま通産大臣の答弁もございましてけれども、企業としての公式な意思表示というものがまず経協を通じて労働組合になされる、こういう事態に至っておるわけです。

そこで私は、この問題で特に通産大臣に見解といますか、認識の問題で若干申し上げておきたいと思うのですが、明治五山は、御承知のように、佐賀二山、福岡一山、北海道二山という配置であるわけです。九州三山の場合には、いわばこれは山の性格からいえば、山が山で、あります。北海道二山の場合には、これは相当の地域における炭量を持つ炭鉱であるわけです。いわば地域別に見ると、北海道と九州の炭鉱の持つ性格というものは違うことは御承知のとおりであります。そこで企業ぐるみで閉山という、こういう新しい制度で答申以来、私もこの問題を中心にして多少議論をいたしてまいりましたが、企業ぐるみ閉山ということ、結局企業ぐるみで、答申の趣旨に基づけば労働債務は七五%、金融債務は五〇%、一般債務及び鉱害債務は三〇%で、とにかく会社を整理するというのが今回の案であるわけです。いわば企業ぐるみにすると、その単位炭鉱というものは完全にスクラップ化される。そこにある一部機械等は多少転用はできますけれども、総じて価値がなくなる。山ぐるみ価値がゼロにひたす状態になるというのが実情であるわけです。しかし、従来まで石炭政策を進め、国民経済の立場から見れば、明治五山をかくえて、企業としてはやり得ないけれども、単位炭鉱を分析する場合には、ある一定期間やり得るもの、その展望を持つもの、そういう性格の単位炭鉱がこの五山の中にやはりあるわけです。ですから、深部に入っておくところは後退的に相当な炭量を持つておるわけですから、これを掘っていく、非常に容易なことである。投資も伴わないという面がある。一方においては、従来は成績が悪かったけれども、これは技術的な欠陥があり、破

局的な段階にいきまされたけれども、これをやりようによつては十分採算をとり得るといふ、こういう山もあるわけです。しかも近年まで、去年あたりまで投資が続けられ、山の態勢というものは、非常に新しい炭住を持ち、新しい完備した福利厚生施設を持ち、町は舗装され、十分整備されておる山もあるわけです。私はそういう意味で、企業ぐるみ閉山という形で企業を整理するその方向というものは避けられない面が出てくるかと思ひますけれども、しかしそういう単位炭鉱を分析をした場合には、やり得る可能性のあるものは、やはり国民経済の立場から、価値をゼロにするのではなくて、これを十分かかえるという面で検討もするわけです。しかも答申の趣旨にもありますように、企業を乗り越えて共同するという思想が答申の中には明確に出されております。一つの炭鉱、一つの会社がこれを引き受けるということになりますと、非常に問題があるかと思ひますけれども、たとえば北海道の山であれば、北海道の大手各社がこれを新しい体制で受けとめるということになれば、そういう希望というものは切り開かれていくのではなからうか、価値をゼロにするのではなくて、そういう面を考えたかどうか。ただ政府側からいえば、企業ぐるみ閉山で金を払う、さらに将来この炭鉱が残れば、閉山に伴つてさらに買い上げるとすれば、二重払いになるといふ欠陥は確かにあります。ですから、それを企業ぐるみ閉山をするような場合は、しかもそれを残していくという場合には、あとの二次買い上げはしないということになれば、二重払いにはならないわけです。そういう制度でささえられ得るとするならば、私はそういう意味で五山を一ぺんに、価値のあるものもないものも全部つぶすのではなくて、そういう点については、やはり個々の単位炭鉱を分析、検討し、弾力的にものごとを対処するという方式がとられてしかるべきではないか、実は私はこういう見解を持つておるわけです。したがって、これは報道でありますけれども、通産大

臣が弾力的にひとつ地域経済バランス等考えて対処するようであるかどうか事務当局に検討を命じたという報道は、私がいま指摘したような意味を含めて検討を命じたというぐあいには私は受けとめ、理解をいたしたのでありますが、この点についてはいかがでございますか。

○大平国務大臣 石炭産業は明治さんばかりでなく、全体としてたいへん危機にありますが、これは御案内のとおりでございます。国が強力な支援をしない限り企業ぐるみで締めつけていくという傾向は押え切れなれないと思ひますが、非常にわが国に固有の珍しい大事なエネルギー資源でございます。し、巨大な国費を費やしまして、石炭政策、これはいろいろ御批判がおりますけれども、これをやるうといたしてありますゆえんは、いま岡田さんがおっしゃったとおり、できるだけ多く、政府の支援を軸として、更生、再建の道をたどつてもらいたいという趣旨にはかならないわけでございます。したがって、私は明治さんばかりでなく、ほかの企業、ほかの山々に対しまして、できるだけ決意を新たにしたいだいて、困難であるけれども、再建の計画の道を歩んでもらいたいということを中心から希望いたしておるのでございます。したがって、明治の場合もできるだけ多く残してもらいたいという念願を持つておるわけでございます。

先ほど、ちよつと私申しおくれしましたけれども、安川さんがいらしたときに、何でも明治炭業という企業は極めて、別な企業、分離いたしましたし、そしてやるといふことにした場合に、先ほど申しましたわれわれが考えておる石炭政策の仕組みの中で救われるかどうかという点が疑問の焦点だったように思ふんでございまして、そういうことも、先ほど申しました精神で可能な限り考えられるものなら考えるべきではないかと思ふんですが、ひとつ愛情を持って検討したらどうだというのが私の言つた趣旨でございます。

○岡田(利)委員 これは事務ベースでものごとを考えますと、いわゆる企業分離ですね。この山を

一応あるときはやらせようというときには、分離ということも考えるわけです。そういうことは、実際問題として時間がかかり、不可能なことなんですね。たとえば持つておる資産を簿価でもって分離をする。それから労働者の労働債務ですね、退職金なんかどうするか。これは全部持たしてやるんなら、これは一山どうにもならぬわけです。だから、問題は、企業として成り立たないとする、企業ぐるみをする。買い上げて、また買い上げたとする、二重買い上げになるわけですね。そのかわり、残つたものは再開をしないというところであれば、企業ぐるみきれいなやつて、これは影断をして、これならやれる、そのかわりその出炭をさらに努力をして越えれば、越えない分は別ですが、越えた場合には三千三百円の出炭を買い上げる恩典には浴しないんだというところにすれば二重買い上げにならないわけです。非常に単純に、しかも簡単に整理できるわけです。こういう点がどうしても考えられるんですが、事務ベースの場合には簿価だとか資産の持ち出しだとか、あるいはまた労働者の労働債務、こういうことになりますと債権者の関係が出てきますし、その簡単にいくものではないわけです。この点がどうも事務ベースのいま進めておる方向と私の主張する方向では相当な開きがあるわけです。私は、通産大臣におそらく安川社長が言われたのは、そういういま言つた前段の分離ということの前提にして考えると、非常にむずかしい、政策に乗るかどうか、こういう問題もある。こういう点で悩んで通産大臣に言われたと思うのです。この点を直截に解決するような方向でその場合に検討してみよう必要があるんじゃないか、こう思ふわけです。二重買い上げさえないわけばいいではないか。しかも、そういう形でやれるかどうかということとは診断すればわかるわけなんです。またやれない山はだれもやるとは言われないわけですね。明治は会社を閉じるわけですから、明治がやるわけではないわけだから、そういう一つの、もう少し次元の高い意味で、これは相当時間の余裕もある

わけですから、十分ひとつ検討すべきではないか、こう思うわけですが。

特に北海道の場合には、御承知のように昭和炭鉱というものは留萌炭鉱があつて、隣に太刀別炭鉱があるわけですが、昭和炭鉱が閉山をするということになれば太刀別も閉山をおつつけ申請をするでしょう。残された留萌炭鉱は一体どうなるか、こういう問題が地域的にはございいます。それから本岐炭鉱の場合には、これは山の入り口まで完全舗装して、最も設備的には新しい、昨年まで住宅を建てたという地点で、完全な福利厚生施設は整つておるわけですが、しかもこの山が閉山されるというところは、単に山が閉山されるだけでなく、実績として、釧路炭田三百五十万トン、サルファの少ない、特に東京電力あたりの都市向けの炭を出炭している山でありますから、これが閉山されるといふことは、せつかく先行投資をし、地方自治体が一億も土地を寄付して、すでに決定している火力発電所も建設が不可能な状態に発展していくわけですが、非常に地域的に与える影響は重大なわけですが、こういう地域的なやういふ意味において、この問題についてはいますぐにどうのこうのといふことにはならぬでしようけれども、慎重にひとつ検討をしていただきたい。私もその過程を通じて、私も私どもの調査の範囲で、そういう検討された結果に対して、意見を述べ、議論をしてまいりたい、こう考えておりますので、ひとつ慎重に検討していただきたいと思つたのですが、いかがですか。

○大平國務大臣　そういう気持ちで検討してみます。

○岡田(利)委員　それじゃ次に、きのうきょうと、北海道の産炭地鉄道四社がストライキを行なつてゐるわけですが、これは北海道の特殊な事情なんです。九州には、別に産炭地鉄道というのはいないわけですが、九州は、御存じのとおり、開発が優先してゐる。国鉄が大石炭輸送を担当する。北海道の開発というものは、水産資源と石炭から始まつたわけですから、北海道の鉄道の発祥地は炭

鉱であるわけですが、いわゆる幌内鉄道が、北海道で一番早い鉄道である。その後国鉄が敷かれた、こういう状態でもありますから、炭鉱を開発するためにはどうしても鉄道をみずから持たなければならぬといふことと、今日まで推移してまいりました。今日、北海道では九方所の産炭地鉄道があります。そのうち炭鉱と直接経営形態を同じくしている鉄道は、羽幌炭鉱鉄道、尺別炭道、三菱大夕張炭道であります。それから美唄炭道というのがあるわけですが、これは三菱美唄から美唄炭道第二社会、分離をして、炭鉱と一緒にしたのですが、鉄道は親会社の三菱炭業の鉄道だ、こういう関係が三菱美唄炭道。それから炭鉱から分離をして、その資本をほぼ一〇〇%近く持つておる私鉄では、雄別炭鉱鉄道会社、三井戸別炭鉱鉄道会社、釧路臨港炭道といふのがあつたわけですが、それから北炭系の夕張炭道、留萌炭道といふのは純然たる、炭鉱が持つていない鉄道であります。この九つの私鉄があるわけですが、先般予算委員会でも、私は、石炭産業といふのは運輸産業である。切り羽で炭を起したら、あとは運搬するだけなんです。これが石炭産業の実態なんです。いままでのものは、海上輸送については専用船をつくつて、これは船賃を安くして、流通合理化をはかつてきたという面があるわけですが、たとえば荷役設備を共同化して、荷役料をとにかく安くしようといふことで若松の荷役設備ができた。そういう会社をつくつたのです。あるいは留萌に、留萌の荷役設備の近代化資金でそういう会社をつくつた。ところが鉄道だけは、国鉄に至る炭鉱の鉄道、あるいは埠頭に至る炭鉱の鉄道といふものは、炭鉱と鉄道は同じやうなものでありますから、政策的には、いままで陥没地帯に突はなつていたわけですが、荷役設備、船まで流通合理化してやつてまいつたのでありますから、産炭地の鉄道についても当然考えなければならぬ時期に來てゐるのではなからうか。たとえば石炭を運送する石炭専用貨車でありまして、石炭だけしか運送できない貨車ですから、ほかに転用のしようがないわけですが、こ

れを引っぱる機関車といふものがあるわけですが、旅客はいま大体ディーゼルカーでやつていますから、全然客体が別である。こういう面でありまして、純然たる石炭といふことがわかるわけですが、こういう面については、私は、ある程度近代化資金の対象になつてしまふべきではないか、かういふ面について検討すべきではないか、という意見を持つておるわけですが、また産炭地鉄道は産炭地のみにあつたわけですが、それから、結局産炭地域の振興という面からやれば、産炭地域振興事業団の關係についても、産炭地鉄道が、多少貨物が減つても石炭の輸送が減つても、ある程度安定できるやうな、そういう側面を吸い上げるべきではないか。さらにまた炭鉱が、企業ぐるみ閉山になつてしまふ、そのために鉄道といふものは廃止しなければならぬ、かういふ事態になりますと、いままでは炭鉱労働者であつたわけですから、坑口から選炭機に石炭を輸送するのは、坑外運搬員とこいうわけですが、選炭機から国鉄道でありますけれども、坑外運搬員でもあるわけですが、そういう面を考えますと、いまの政策で、山がつぶれて、鉄道がやめなければならぬ。資産があるところは退職金を払ひ、それほ問題もないわけですが、しかしながら、どうにもこうにもならない、退職金すら払えないといふことになりまして、この面については、何らかの措置をしなければならぬ。歴史性から見ても、現実からいつても、そういう側面を持つておるのではなからうか、私は、かういふ見解を持つておるわけですが、これもすでに産炭地鉄道がストライキに入つておるといふ事態に對して、いますぐにここで結論をいただくといふことは困難かと思ひますけれども、かういふ面について、ひとつ現行制度もあるでしようし、またこの中でやれるものもあるでしようし、また何らかの処置をしなければならぬものもあるかもしれませんが、これは当然検討に値するものであり、何らかの対策を立てなければならぬ問題ではないか、かように思

うのでありますが、この点についての見解を承つておきたい。

○長橋説明員　お答え申し上げます。

産炭地施設につきましては、石炭鉱業合理化事業団から、たとえば石炭貨車当りについても近代化資金を融資できないか、あるいはまた所定の産炭地施設の需要に對して、産炭地域振興事業団の融資対象になり得ないか、そういうことを検討すべきではないかといふ御意見につきまして、まず近代化資金に關します限りいろいろの要件もございまして、同時に量的に非常に限られた面もございまして、一挙にそういう方向で考えるといふことも事実上むずかしい面もあるかと思ひますけれども、よくこういった貨車の代替需要その他の実態も調査いたしまして、今後の問題として検討してまいりたいと思ひます。

それから、産炭地域振興事業団の融資につきましても、所定の要件を満たすものでございまして、従来も若干の実績もございまして、今後の問題として十分検討に値すると思ひます。

最後の私鉄でございますが、万炭炭の閉山に伴つて、石炭輸送を中心事業とした産炭地鉄道に、石炭鉱業に對する閉山対策に準じたような対策を研究すべきではないかといふ御指摘につきましては、もとより私鉄対策に關します限り基本的には運輸行政の一環として検討されるべき筋合いかと存じておりますが、そういう主務省でございまして運輸省のほうとも連絡をとりながら検討すべきは当然だと考えておりますが、石炭鉱業自体に對する対策をそのまま産炭地域鉄道に移すといふやうな点につきましては、従来のいろいろな経緯その他に照らしまして、非常にむずかしい問題も含まれておるのではなからうか、かように考えられる次第でございまして。

○岡田(利)委員　近く運輸、労働、通産でも、かういふ問題については一応意見の交換をされるやうに聞いておりますので、十分ひとつ検討願ひたいと思つたわけですが、特に山が閉山する場合に、羽幌とか尺別、三菱大夕張のやうな場合がつぶれ

それからいまの私鉄と同じように小さな機帆船、これはもうもっぱら石炭輸送専業の船であったのが、非常に縮小をしまして、船の数も全盛期から比べればもうその三割か四割くらいに減少しておりますけれども、何とかそれで食ってきたというようなところが炭鉱と運命をともにするわけでありまして、これはみんな小さな船主たちがやっ

ておる。そういうようなものについても政策の對象としてもらえないものであるかどうか。これは石炭局だけの御判断ではできない、大臣の政治的な判断というようなこともなされなければ結論は出ない問題だとは思ふのですが、こういう問題があるということを認識していただきたいと同時に、何らかのことを考えてもらえないかということについてお答えをいただきたいのであります。

○長橋説明員　ただいま八木委員御指摘の問題につきましては、非常にむずかしい問題と考えるわけでございます。石炭対策のワク内で考えるという点につきましては、私鉄の問題と同様大きな問題点があると考えております。本日、本委員会に付託されました産炭地域における中小企業に対する信用保険の特別措置等に関する法律におきましては、中小企業者がそういった炭鉱の閉山に伴いまして移住とか転業を余儀なくされる場合についての特別措置を講じているわけでございます。

同時に、国民金融公庫あるいは中小企業金融公庫におきましても、そういった中小企業者の移住、転業等の資金需要に對しましては、一定金額のワク内におきまして特利、六・五％という金利をもちまして特別な融資制度を設けているわけでございますが、御指摘のような企業がそういう事態に該當するに至りました場合、そういった諸制度が十分有効に活用されて、廃業ということにつながらないように持つていける可能性が非常に大きいのではなからうか、かように考える次第でございます。

ます。
以上一般論としてのお答えで非常に恐縮でござ
います……。○八木(昇)委員 一応きょうはこの程度にいたし
ておきます。○平岡委員長 次回は、公報をもってお知らせす
ることにし、本日は、これにて散会をいたしま
す。

午後四時五十五分散会

石炭対策特別委員会議録第二号中正誤

へい 段 行

誤

正

れ ば

わ ば

こ れ か ら、

そ れ か ら、

〇 二 四 答 甲

答 申

昭和四十四年三月三日印刷

昭和四十四年三月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局